

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 16 年 1 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「竹原市 36 番の郷川」、「大崎町 2, 3 番の本郷川並びに 4 番の本郷川及び支川」の砂防設備台帳の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「郷川」、「本郷川」及び「本郷川及び支川」の砂防設備台帳について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 16 年 1 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 16 年 1 月 26 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 16 年 1 月 21 日付け東広建竹第 308 号による行政文書不存在通知書は、昭和 36 年 4 月 1 日建設省令第 7 号の砂防指定地台帳等整備規則に基づく「砂防設備台帳」を作成していないとの回答であるが、公務員が規則を守らないとは考えられないことから、当該文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (3) おって、砂防設備とは、単に砂防ダム等の構造物のみを指すのではなく、砂防指定地内河川の護岸工事も含まれると認識しており、また、開示請求の対象とした河川はいずれも護岸工事の該当があるにもかかわらず、不存在通知を強行したことに対して、強く抗議する。

- (4) 本件開示請求をした時点で、砂防工事は完了しておらず、砂防設備が存在していなかったためと論ずるのならともかく、自らが砂防設備台帳を作成した時期である昭和40年前後の時点のみを基準として論じているのは、著しい失当である。
- (5) 砂防指定地台帳等整備規則（昭和36年4月1日建設省令第7号）に基づく「砂防設備台帳」は、昭和40年前後に作成した後の砂防工事の事実を記載する必要がないという規定であるかのごとく説明し、開示請求人を愚弄した行政手法に対して抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 開示請求の対象となった砂防設備台帳とは、砂防法（明治30年法律第30号。以下「法」という。）第11条の2の規定により、都道府県知事が調製すべき砂防の台帳（砂防指定地台帳及び砂防設備台帳）の一つであり、台帳の調製事項及び様式については、砂防指定地台帳等整備規則（昭和36年4月1日建設省令第7号。以下「整備規則」という。）第2条に規定されている。
- 2 砂防設備台帳は帳簿及び図面をもって組成され、帳簿に記載すべき事項は、砂防設備に係る砂防指定地の指定年月日、砂防設備の位置、種類、構造及び数量であり、図面には砂防設備の位置及び種類を記号で表示することとされている。
- 3 平成16年1月5日付けで対象文書の開示請求があり、当時、対象河川について、整備規則に定める砂防設備台帳の所在が確認できなかったため、請求の趣旨に該当する行政文書は保有していないと判断し、条例第7条第2項の規定により、平成16年1月21日付け東広建竹第308号により行政文書不開示決定（不存在）を行った。

その理由は、開示請求対象河川について、当時、広島県が独自に作成していた「砂防設備台帳補助資料」という行政資料は存在するものの、この資料は、砂防河川に所在する全ての施設（砂防設備だけでなく砂防設備以外の施設を含む。）が掲載されており、整備規則に基づき砂防設備のみを掲載した台帳ではないため、対象文書は存在しないと判断したものである。

この処分に対し、平成16年1月26日付けで異議申立人から異議申立てがあり、平成16年3月8日付け東広建竹第484号で貴審査会に諮問したものである。

- 4 しかしながら、担当者が整備規則に基づく砂防設備台帳の所在について誤認しており、その後の別事案に係る開示請求文書の検索の際に、整備規則に基づき作成された砂防設備台帳の所在に気づき、その台帳に登載されていた「郷川」及び「本郷川」に係る砂防設備台帳を平成16年12月28日付け東広建竹第256号で開示決定するとともに、同日付け東広建竹第257号で当初の不開示決定（不存在）の内容を変更したものである。
- 5 なお、対象文書のうち「本郷川及び支川」に係る砂防設備台帳については、作成されていなかったため不存在であるが、その理由は次のとおりである。

発見された砂防設備台帳の正確な作成時期は不明であるが、砂防設備台帳の整備根拠となる整備規則の制定年月日が昭和36年4月1日であり、その規則に基づき、現地調査を経て台帳は作成されたと考えられることから、作成時期はおおむね昭和40年前

後と推測される。

一方、「本郷川及び支川」は、砂防指定年月日が昭和 42 年 3 月 1 日であり、その指定後、砂防設備工事を行ったと考えられるため、砂防設備工事の完成時期は、指定の 1, 2 年後の昭和 43, 44 年頃と推測される。

したがって、砂防設備台帳が作成された時点では、「本郷川及び支川」については、砂防指定地の指定がなされていたとしても、砂防工事は完了しておらず砂防設備が存在していなかったため、台帳に登載されなかったものと推測される。

以上のことから、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書として、異議申立人の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「郷川」、「本郷川」及び「本郷川及び支川」の砂防設備台帳の開示が請求され、実施機関は「郷川」、「本郷川」の砂防設備台帳を開示しているが、「本郷川及び支川」の砂防設備台帳については、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、砂防設備台帳が作成された時点では、「本郷川及び支川」については、砂防指定地の指定がなされていたとしても、砂防工事は完了しておらず砂防設備が存在していなかったため、台帳に登載されなかったのであろうと説明する。

これに対し、異議申立人は、実施機関が砂防設備台帳を作成した時期である昭和 40 年前後の時点のみを基準として論じているのは、著しい失当であると主張する。

当審査会において、砂防台帳の作成義務について確認したところ、法第 11 条の 2 の規定により、都道府県知事は砂防指定地台帳と砂防設備台帳を調製し、保管すべきこととされている。

次に、当審査会において、実施機関が保管する砂防設備台帳を見分したところ、溪流名「本郷川第 1 支川」及び「本郷川第 2 支川」の砂防設備に関する記載が見受けられた。

そこで、当審査会において、「本郷川第 1 支川」及び「本郷川第 2 支川」の砂防設備台帳の調製時期について確認したところ、県内全域の砂防設備台帳の電子化を推進するため、平成 18 年度に民間業者に委託実施した際、整備されたものであり、開示請求当時には作成・保有されていなかったことが認められた。

以上のことから、実施機関が本件対象文書を保有していないとして不開示（不存在）とした決定は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

特定の文書の開示請求があつた場合でも、その文書の内容に類似する文書を保有しているときには、開示請求の趣旨を十分に確認したうえで、開示する文書を特定することが望まれる。

また、本件対象文書は、本来、もっと早期に作成されるべきものであり、作成・保有されていれば、開示されるはずであつたものが、作成されていないことを理由に、不開示（不存在）となつたことは不適切な状況であり、今後は適切な対応が望まれる。

なお、平成18年に砂防設備台帳が整備されてからは、本件対象文書が保有されているのであるから、その旨を何らかの形で異議申立人に明示することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 3. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 4. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 6. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 7. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 7.26 (平成 24 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8.21 (平成 24 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 9.18 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授